

## 5 大 田 勤 議 員



- 1 紙の健康保険証は存続に マイナ保険証を持たない被保険者全員に資格確認書交付徹底を
- 2 岩内町霊苑収骨室にクーラー等設置で会葬者の安全を スポットクーラーで火葬労働者の労働環境の改善を
- 3 子どもの命と健康を守り、学びを保障するため小中学校にエアコンの設置を

### 1 紙の健康保険証は存続に マイナ保険証を持たない被保険者全員に資格確認書交付徹底を

8月23日、社文委員会で理事者はマイナンバーカード普及率について、今年7月31日現在、対象者数11,343人、申請率79.6%、申請数9,034件、交付率77.1%、交付枚数8,743枚と報告しました。

マイナンバーカード臨時窓口を毎月1回日曜日9時から正午まで行い、マイナ保険証にひも付けするマイナポイントの申請期限は9月末までと広報紙で取り上げています。

マイナ保険証への申請数は、町で把握できないのか。

マイナンバーカードの返却数・取り消し数は町に連絡がないのか。

国によるマイナンバーカードのひも付けミスの総点検を進めていますが、総務委員会では、これまで当町においては、手続き誤り等は発生していないと報告。

協会けんぽでは、加入者本人に書いてもらった住所と住民票上の住所が合わないため、本人と特定できずにマイナンバーを取り寄せることができないために作業ができないなどで、使用不能40万件と報道され、他の保険組合でも同じ事象がありうる。

国保所管の厚生労働省保険局国民健康保険課は、実態把握を含め、対応を検討しているとした。

この間相次いで発覚した誤登録に続いて多数の未ひも付け者を生み出しています。

マイナ保険証の申請数も把握できない、カードの返却数もつかめない、こうした中で、これまで当町においては、手続き誤り等は発生していないではなく、現時点でも確認作業ができない事例に気が付かないのではないのか。

カード受診の大前提であった医療保険の情報とマイナンバーカードのひも付けすらままならない状況は制度の欠陥を示していると思いませんか。

来年秋をめどに現在の紙の保険証の廃止は、この間の点検で発覚した未ひも付けで不可能だと考えますが、町の所見を伺う。

厚生労働省は2023年8月24日、社会保障審議会医療保険部会を開催した。デジタル庁のマイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会が8月8日に公表した最終とりまとめの内容を基に、マイナ保険証のあり方や、マイナ保険証を持たない人に発行する資格確認書の発行方針について議論。

最終とりまとめでは、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある方として、マイナンバーカードを紛失した、更新中の者、介護が必要な高齢者やこどもなどマイナンバーカードを取得していない者、マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない者、ベビーシッターや介助者等の第三者が本人に同行して本人の資格確認を補助する必要がある場合や、家族や介助者等が本人の代理として薬局に薬剤を受け取りに行く必要がある場合は資格確認書により被保険者資格を確認する。

資格確認書は原則本人の申請に基づき保険者が速やかに交付する。ただし、当分の間、マイナ保険証を保有していない者その他保険者が必要と認めた者については、本人の申請によらず保険者が交付する運用とする。資格確認書の有効期間は5年以内で各保険者が設定する。

こうした最終とりまとめは承知しているのか。

保険証の廃止は不可能であり、マイナ保険証を持たない全員に、申請なしで資格確認書を交付することになるのではないのか。

マイナンバーカードの取得はあくまで任意です。

昨年6月には、金子恭之総務相が、自治体ごとのマイナンバーカードの交付率に応じて、来年度から、国が自治体に配る地方交付税の算定に差をつける方針を明らかにした。

そもそも地方交付税は、全ての自治体が一定の行政サービスを行う財源を保障するために、国が自治体に代わって徴収し、人口や面積などに基づく算定と交付で、財源の不均衡を調整するものです。

23年度地方交付税の算定はマイナンバーカードの交付率が反映していたのか。

国では、上位3分の1の市町村は交付率に応じた割増率による算定を実施するとしたが、交付率77.1%は上位に入るのか。

今後の地方交付税に交付率が反映するのか。

反映する場合の交付税推計は。

地方交付税は格差是正や所得再分配を実行する貴重な財源の一つであり、総務省が今なすべきはマイナンバーカードの交付率の自治体間競争をあおることではない。

憲法に定められた住民の生存権と基本的人権を保障するため、町はマイナンバーカード臨時窓口を設置して取り組んだように、カードを持たない被保険者の全員に資格確認書交付の徹底をすべきと考えるがいかがか。

## 【答 弁】

### 町 長：

1 項めは、マイナ保険証への申請数は町で把握できないのかについてであります。

マイナ保険証への登録につきましては、ご自身のマイナンバーカードと加入する健康保険証とのひも付けが必要であり、スマートフォンや顔認証付きカードリーダー、町民向け専用パソコン端末などから、マイナンバーカード所有者自身による登録手続きを行うことから、全体の申請数については町では把握できないものであります。

2 項めは、マイナンバーカードの返却数、取り消し数は町に連絡がないのかについてであります。

マイナンバーカードを返却する場合には、住民基本台帳を有する市町村へ個人番号カード返納届と共に、カードを返納することとなっており、当町へ提出された返納届数は、令和5年8月末現在5件となっております。

3 項めは、これまで当町においては、手続き誤り等は発生していないではなく、現時点でも確認作業ができない事例に気が付かないのではないかと、についてであります。

町が保険者である岩内町国民健康保険につきましては、住民基本台帳システムと被保険者情報が自動連携されており、誤登録が生じないシステムであることから、デジタル庁から点検の必要なしと示されたものと認識しております。

4 項めの、医療保険情報とマイナンバーカードのひも付けすら、ままならない状況は制度の欠陥を示しているのではと、5 項めの、来年秋をめどに現在の紙の保険証の廃止は、点検で発覚した未ひも付けで不可能だと考えますが、町の所見を伺うについては関連がありますので、併せてお答えいたします。

マイナンバーとの情報連携、いわゆる、ひも付けについては、国が設置したマイナンバー情報総点検本部により、マイナンバーのひも付けに関する一斉点検が行われており、ひも付け実施機関である当町に対しても、マイナポータルで閲覧可能な、税・所得など29項目の情報について、ひも付けが正確に行われているかの確認作業として、自治体が保有する住民基本台帳システムと各システムが自動連携しているかなどの調査があったところであります。

その後、デジタル庁より、個別データの点検対象機関が示され、当町は点検対象とはなりませんでしたが、住民基本台帳システムと被保険者情報が自動連携されていない、全国健康保険協会などの他保険者においては、現在、被保険者のひも付け未了や連携誤りなどの点検作業を実施しているものと認識しており、令和6年秋のマイナンバーカードと健康保険証の一体化の実施までには、国の責任において、これらの状況が解消されるものと考えております。

6 項めは、国の最終とりまとめは承知しているのか。保険証の廃止は不可能であり、マイナ保険証を持たない全員に申請なしで資格確認書を交付すべき、についてであります。

令和5年8月8日デジタル庁が公表いたしましたマイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する第3回検討会の検討結果につきましては、承知しているところであり、その最終とりまとめにおいて、令和6年秋の保険証の廃止が円滑に進むよう取り組み、現行の保険証の全面的な廃止は、国民の不安を払拭するための措置が完了することを大前提として取り組むこととされております。

また、健康保険証廃止後の資格確認書の取り扱いにつきましては、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある方については、氏名・生年月日、被保険者等記号・番号、保険者情報等が記載され

た資格確認書により、被保険者資格を確認することとされており、原則、本人の申請に基づき保険者が速やかに交付することとされておりましたが、当分の間、マイナ保険証を保有していない者その他保険者が必要と認めた者については、本人の申請によらず、保険者が交付する運用とされることが、検討会より示されたところであります。

7項めは、令和5年度地方交付税算定に係るマイナンバーカードの交付率の反映についてであります。

本年7月に行われた普通交付税の算定では、基準財政需要額の個別算定経費の1つである地域デジタル社会推進費において、マイナンバーカード利活用特別分が新設され、令和5年5月31日時点のマイナンバーカード保有枚数として、本町は7,901枚が算定数値として用いられ、令和2年国勢調査人口を分母とした保有枚数率は、67.83%となり、交付率に応じた割増の基準を満たしてはおりませんが、442万6千円が基礎部分として算定されております。

次に、今後の地方交付税に交付率が反映するのかと、反映する場合の交付税推計はにつきましては、例年、国の地方財政対策は12月下旬に発表されており、交付率を令和6年度の普通交付税に反映するとの情報は、現時点で示されていないことから、今後の国の動向に注視してまいります。

8項めは、カードを持たない被保険者の全員に資格確認書交付の徹底をすべきについてであります。

資格確認書につきましては、マイナ保険証を保有していない者、その他保険者が必要と認めた者について、本人の申請によらず、保険者が交付する運用が示されたことから、町といたしましては、こうした国の運用に基づき、町が保険者である岩内町国民健康保険における、マイナ保険証を保有していない被保険者について、切れ目なく医療サービスを享受できるよう、資格確認書の交付事務をとり進めてまいります。

## < 再質問 >

答弁は、本人の申請によらず保険者が交付する運用が示されたことから、マイナ保険証を保有しない被保険者についても切れ目なくサービスを楽しむよう資格確認書の交付事務を取り進めていくと答弁しています。

2023年6月17日、18日に世論調査が実施されました。

共同通信社の調査では、来年秋に予定通り保険証を廃止すべきだと答えた人が24.5%だったのに対し、延期・撤回を求めた人は計72.1%になりました。7割超が保険証廃止の撤回・延期を求めています。

また、朝日は賛成38%、反対56%、毎日賛成31%、反対57%です。世論調査では、国民が保険証廃止の強行に明確なノーを示した形です。

カードを持たない被保険者の全員に資格確認書交付の徹底が必要ですし、また、資格確認書は、有効期限ごとに更新が必要となり、業務を担う保険組合や自治体の負担は膨大です。保険証廃止を速やかに断念することが、唯一の解決策だとは思いませんか。

**【答 弁】**

**町 長：**

デジタル庁が公表いたしました、マイナンバーと健康保険証の一体化に関する第3回検討会の最終とりまとめにおいて、令和6年秋の保険証の廃止が、円滑に進むよう取り組み、現行の保険証の全面的な廃止は、国民の不安を払拭するための措置が完了することを大前提として取り組むこととされております。

また、健康保険証廃止後におきましては、国の責任において当分の間、マイナ保険証を保有していない者その他保険者が必要と認めた者については、本人の申請によらず、保険者が資格確認書を交付する運用が示されたことから、町といたしましては、こうした運用に基づき、町が保険者である岩内町国民健康保険におけるマイナ保険証を保有していない被保険者については、これまでの紙の健康保険証と同様に切れ目なく医療サービスを楽しむことができるよう、資格確認書の交付事務をとり進めてまいります。

## 2 岩内町霊苑収骨室にクーラー等設置で会葬者の安全を スポットクーラーで火葬労働者の労働環境の改善を

昭和31年7月、島野筍山山麓に新火葬場建設。東山より移転。煙突がある火葬場、二中の校舎から真っ黒な煙が見え、稼働している様子がよく見えた。

平成7年11月27日、岩内町霊苑完成。岩内町字敷島内836番地。

火葬場の象徴とも言える高い煙突を廃して、火葬場敷地外からは視認し難い短煙突や非定型排煙口を採用した設計が主流になった。火葬炉に接する職員の労働安全衛生環境の向上と作業負荷軽減の面では、電気計装盤からの間接操作、基本的操作手順の自動制御化、職員の火傷や挟まれ事故が多発していた耐火扉や炉内台車引き出し装置などを電動化したものが導入され始めた。

火葬場利用者のためには火葬炉から漏れてくる臭気や燃焼騒音を遮へいし、焼けただれた炉内を見せない配慮から火葬炉前室が開発された。

火葬時に煙が出ない火葬炉、火葬職員の労働環境の改善、会葬者に寄り添った霊苑として事業が取り組まれてきた。

火葬実績では、令和4年霊苑使用実績、7月21件、8月21件、9月9件の町内外15歳以上51件。令和3年同条件で、7月22件、8月20件、9月20件の町内外15歳以上62件であった。

令和5年の同月、霊苑使用実績は。

令和5年7月、8月の夏日での霊苑使用日数は。

待合室ではクーラーが使用できますが、火葬炉作業者の暑さ対策、会葬者の収骨室での対策は。

現在、岩内町霊苑収骨室には、換気扇が3箇所、吹き抜ける窓はなく、天井にはシーリングファン1台、扇風機が1台設置されています。

換気改善に関する住民要望により換気扇の移動及びシーリングファンが設置されましたが、シーリングファンの温度設定は何度まで可能か。

霊苑は台車式に改装され火葬作業する職員の負担は少なくなりましたが、火葬作業は800度を下回らない炉の中の様子を見ながら、約60分。焼骨を冷ますのに約10分、葬儀に間に合わせるよう炉の裏での灼熱作業です。

今年の7月の気温30度超が5日、8月は18日、計23日。炉の裏での作業温度は、何度になるのか。こうした職員の暑さ対策をどう行っているのか。

労働安全衛生法と火葬場では、この法律は、労働基準法と相まって、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする、と規定しています。

事業者は、単にこの法律で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない。また、事業者は、国が実施する労働災害の防止に関する施策に協力するようにしなければならない、と規定しています。

今年27度以上の気温の日が7月が17日、8月が30日間ありました。

収骨室の奥は炉室及び作業室に。ここの作業室にはクーラーは設置されていません。炉室及び作業室全体を冷やすのは困難だが、最近できた火葬場のほとんどはスポットクーラーが設置され、労働者の安全と健康の確保が図られています。

こうした対応を管理者である町もとる必要があるのではないのか。

スポットクーラーや冷風機は設置工事は必要はなく、100ボルトの電源でどこにでも設置できます。コロナ対応で補助金等の制度があるのではないのか。

都市部の火葬場での収骨室職員は暑さ対策が実施され、炉操作の自動化が進んだことのほか、炉室及び作業室などの作業環境が良くなり、安全と健康管理に注意が払われてきています。

共和町斎場炉前室にはクーラーが設置され会葬者、作業員の健康管理が実施されています。

クーラーも無く、シーリングファンだけで収骨室で火葬職員の顔も暑さで赤く、汗だらけでの火葬作業は、労働災害防止のための対策は行われているのか。危害防止基準は策定されているのか。

職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成と促進を目的とする、を実現させるため、会葬者が一堂に集まって収骨をする収骨室にクーラーやスポットクーラー、冷風機等の設置が急がれていると思いませんか。

労働環境の改善は職員のためだけではなく、熱くて熱くて倒れるかと思ったなど、会葬者の安全にも繋がるのではないのか。

**【答 弁】**  
**町 長：**

1 項めは、令和5年7月、8月の霊苑使用実績についてであります。

本年における使用実績は、7月が15件、8月が18件であります。

2 項めは、令和5年7月、8月の夏日での霊苑使用日数についてであります。気象庁の観測地点であります共和町の気象データで、最高気温が25度以上となった日のうち、霊苑の使用があった日数は、7月が7日、8月が15日の計22日であります。

3 項めは、火葬炉作業者の暑さ対策、会葬者の収骨室での対策についてであります。

火葬炉の作業中につきましては、作業室内の気温に応じて業務用の扇風機により暑さ対策を講じており、また、収骨を行う炉前ホールにおいては、扉を開けて、外からの空気を取り入れながら、シーリングファンを使用するなど、会葬者への暑さ対策を講じております。

4 項めは、シーリングファンの温度設定は何度まで可能かについてであります。

シーリングファンは、換気扇と併せて効率的に空気の循環を行うことにより、収骨の際などにおいて、熱や空気がこもるのを防ぐよう、炉前ホールの天井に設置しております。

夏場においては、体感温度を下げる効果もあることから、暑さ対策としても使用しておりますが、構造的には扇風機と類似したものであり、風量の設定はありますが、温度設定機能は備えておりません。

5 項めの、炉の裏での作業温度及び職員の暑さ対策についてと、8 項めの、汗だらけでの火葬作業は、労働災害防止のための対策は行われているのか、危害防止基準は策定されているのかについては、関連がありますので併せてお答えいたします。

作業室内の温度については計測しておりませんが、施設の性質上、作業中は他の部屋に比べ室温が高くなることから、通用口から外気を取り込むための業務用扇風機を設置し、室内の温度を下げるための対策を行っております。

また、危害防止基準の策定につきましては、労働安全衛生法第1条において、労働災害防止のための、危害防止基準の確立として、総合的、計画的な対策を推進することと規定されていることから、これまでも、従事者の安全と健康維持のため、適宜、情報共有を行い、必要に応じた環境整備に努めております。

6 項めは、労働者の安全と健康の確保が図られる対応を、管理者である岩内町もとる必要があるのではないかについてであります。

町といたしましても、労働者が安心して働くための適切な環境確保の重要性は認識しており、暑さ対策についても状況に応じて検討が必要なものと考えております。

7 項めは、スポットクーラーや冷風機の設置に、コロナ対応補助金等の制度があるのではないかについてであります。

令和5年度に交付されました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、電気・ガス・食料品等の価格高騰に活用することとされており、霊苑におけるスポットクーラー等の設置を目的とする充当は、補助対象とされておりません。

9 項めの、収骨室にクーラー等の設置が急がれていると思いませんかと、10 項めの、労働環境の改善は、職員のためだけでなく、会葬者の安全にも繋がるのではないかについては、関連がありますので併せてお答えします。

炉前ホールにおける、会葬者や作業員の暑さへの対策については、これまで外気の取り込みや、シーリングファン、扇風機などにより対応しておりますが、今年は特に夏の暑さが、より一層厳しいものとなっている状況でありましたので、会葬者の安全性や、作業員の労働環境を確認するとともに、国の動向も注視しながら、新年度に向けて、冷房機器が未設置の高齢者施設など、町全体での設置の優先度や、必要性を判断してまいりたいと考えております。

## < 再 質 問 >

霊苑使用実績で最高気温が25℃以上となった日のうち7月、8月で22日ありました。シーリングファンは、構造的には扇風機と同じで温度設定機能は備えてはいません。作業室内の温度は計測してはいないと言いながら、危害防止基準の策定はなく、適宜、情報共有で必要に応じて環境の整備を努めるということを行いました。基準に沿った対応が行われていないのではないのか。作業員の労働環境の確認ではなく、改善が必要ではないのか。

事業者は、法律で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて、職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない。火葬場をめぐる法規制・労働安全衛生規則等に基づき健康管理を進めることが会葬者の安全にも繋がるものです。

再度、霊苑収骨室にクーラー等設置と火葬労働者の労働環境の改善が必要ではないのか。

**【答 弁】**  
**町 長：**

1 項めは、基準に沿った対応が行われていないのではないかについてであります。

危機防止基準の確立につきましては、労働安全衛生法第1条において、労働災害防止のため、総合的、計画的な対策を推進することと規定されており、その手段といたしましては、業務を行う企業等が全ての労働者に健康診断を実施し、健康リスクを予知することなど、従業員が安心して働くことができる環境を整えることにより、労働者の安全と健康を確保するものであります。

こうした対策につきましては、霊苑の管理を受託する事業者において、業務内容を定めた処理要綱により、作業を行った内容について、日報や、緊急時などは直接、担当へ連絡することとなっているほか、適宜、情報共有も行いながら、労働環境も含めて確認等を行ってきたところであり、問題等が発生した場合には、改善が図られるよう努めてきたところであります。

2 項めの、作業員の労働環境の確認ではなく、改善が必要ではないのかと、3 項めの、再度、霊苑収骨室にクーラー等設置と火葬労働者の労働環境の改善が必要ではないかについては、関連がありますので、併せてお答えします。

火葬炉での作業につきましては、業務用扇風機を用いて、通用口からの外気を取り入れるなど、暑さ対策を講じてきたところであります。

また、炉前ホールにおいても、シーリングファンの使用などで会葬者への暑さ対策を講じてまいりましたが、今年は特に夏の暑さが厳しいものとなっている状況でありましたので、改めて会葬者の安全性や作業員の労働環境を確認するとともに、霊苑施設の、冷房機器等の設置につきましては、国の動向にも注視しながら、新年度に向けて、町全体で設置の優先度や必要性を判断してまいりたいと考えております。

### 3 子どもの命と健康を守り、学びを保障するため小中学校にエアコンの設置を

9月2日、道内連続真夏日44日でストップ。

今年の夏は太平洋高気圧が平年より西側に張り出し、北海道に南からの暖かい空気が流れ込み続けた。この影響で道内では7月20日から9月1日まで真夏日を観測した。

気象台によると、1872年の観測開始以降、道内の連続真夏日の最長は1994年7月17日から8月15日までの30日間で、今年の夏は8月19日から最長を更新し続けたと新聞報道された。

7月20日から8月31日までの、岩内町での真夏日は何日あったのか。

日本スポーツ協会が示す熱中症予防運動指針では、環境条件の評価にWBGT、暑さ指数の使用が望ましいとされ、WBGT31℃を超えた場合、特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合には中止すべきと熱中症予防の指数が示されている。町は、こうした指数に沿って対応しているのか。

伊達市元町の伊達小学校のグラウンドで行われていた2年生全体の体育の授業で体力テストの練習に倒れ、救急搬送されたが間もなく死亡。熱中症の可能性があったと報道された。

WBGT測定器の活用なども含め、運動中止判断はどこが行うのか。

暑さ対策や熱中症対策のための臨時休校。午前授業等の判断基準と判断はいつ行うのか。

8月22日10時、気象情報による温度は32.3度。32度を超える時間帯が午後3時頃まで続き、町内の小中学校は、南側の教室の窓を閉めカーテンをかけ、校舎の北側2階、3階の窓は開放し、授業中の体育館は非常口を開けて暑さ対策を実施していました。

各小中学校における冷房設備の設置状況は。

遮光カーテン、扇風機、エアコン、スポットクーラー、冷風機等の設置数は。

保健室などソフト面での暑さ対策と取組は。

児童・生徒及び教職員等が使用する全ての部屋を対象として、その空調の設置に要する経費の一部に国庫補助を行う。こうした主旨で、大規模改造事業を文科省が示している。対象となる施設は、公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校、幼稚園です。

算定割合は、3分の1。財政力指数1.00超の地方公共団体は7分の2ですが、岩内町の財政力指数はいくらで、算定割合はいくらになるのか。

町内各小中学校は対象になるのか。

屋内運動場に空調を新設する場合は算定割合2分の1です。

空調の設置に要する経費及びその関連工事。ただし、資産が形成されないリース契約による空調設置は対象外。屋内運動場への空調設置については、当該建物に断熱性があることを要件とする。なお、断熱性の無い屋内運動場について、空調設置と併せて断熱性確保のための工事を実施する場合の経費についても補助対象とする。

子ども達の安心安全を守るための冷暖房設備でもありますが、各地で地震や台風による災害が相次ぐ中、もしものときの避難場所となる体育館へのエアコン設置は急務です。対象工事費上限額は7,000万円。町長の考えは。

定例会前の社文委員会で、建設予定の学校にエアコンは設置としたが、現在の各学校にエアコンとは答えませんでした。

苫小牧市は小中・義務教育学校全37校の普通教室約600室に移動式冷風機、スポットクーラー導入を決めた。導入経費は約3,100万円。換気用の物品購入などに充てられる新型コロナウイルス感染症対策の国の補助金を活用し、市の負担額を導入費の約半額1,500万円に抑えたと報道された。

令和5年9月現在、西小学校普通教室7クラス、特別支援学級3クラス。東小学校11クラス、特別支援学級2クラス。一中5クラス、特別支援学級2クラス。二中4クラス、特別支援学級2クラスで計36クラスです。

新校舎建設で現校舎のエアコン設置にちゅうちょするなら、移動式冷風機などで工事費はかからず100ボルトコンセントでそのまま利用でき、移動も可能なスポットクーラーを設置した場合の費用推計は。

苫小牧市方式で計算すると約200万円。コロナ感染補助金を活用できれば、町も持ち出しは半額の100万円程度で小中各学校にスポットクーラーが設置できるのではないのか。

こうした検討は行っているのか。

文部科学省は昨年7月20日、公立学校のエアコンについて改修や新設を行う場合、新型コロナウイルス対応の地方創生臨時交付金の活用が可能だとする事務連絡を発出した。

夏季を迎え、公立学校施設における空調設備の導入等について、問い合わせが多く寄せられていると指摘。同交付金について、感染拡大の防止の観点から空調設備の整備に活用することが可能と紹介。

エアコン整備費に関して、地方創生臨時交付金のほか、文科省の学校施設環境改善交付金や緊急防災・減災事業債の活用も可能と報道されている。

公立学校のエアコンについて、改修や新設を行う場合、新型コロナウイルス対応の地方創生臨時交付金の活用が可能か。

学校施設環境改善交付金や緊急防災・減災事業債の活用は可能か。

こうした検討は行われているのか。

WBG T指針では28℃以上は厳重警戒です。気象庁発表の後志地方共和データでは、7月20日から8月31日まで28℃以上の日は34日間ありました。学校へのエアコン設置は子どもの命と健康を守り、学びを保障するために必要です。新校舎への設置はもちろんです。現在、学校に通学している子ども達への学びの保障のためにも3年間、待たせることはできないと考えるが、教育長の判断をお聞かせください。

**【答 弁】**  
**町 長：**

7項めは、避難場所となる体育館へのエアコン設置に対する考えについてであります。

岩内町では、地震や台風などの災害が発生した際の避難場所として、町内各小中学校や社会教育施設などを指定避難所及び指定緊急避難場所としており、岩内町地域防災計画では、避難を要する災害時に指定避難所を開設した場合には、暑さや寒さ対策に必要な措置を講じるよう努めることとなっていることから、町ではこれまで、災害関連死のリスクが高まる冬季間の防寒対策を優先し、電力を必要としないポータブルストーブや被災者用毛布などといった防寒備品の整備に努めてきたところであります。

こうした中、今年の夏におきましては、全道的に猛暑となり、特に8月は、当町においても30度を超える日が続き、熱中症警戒アラートも発令されるなど、連日のように熱中症に関する報道を目にしたところであります。

このような状況下で大地震や暴風雨といった災害により避難を要する事態となった場合には、避難場所として小中学校に住民が避難することとなり、現在の体育館のエアコン設置につきましては、気密性が低い構造の問題があること、また、閉校後における施設の利活用については、既存校あり方検討会議において、方針案を策定する予定であることから、これらを踏まえますと、早急なエアコン設置につきましては、財源確保といった大きな課題もあり、現時点では難しいものと考えております。

一方で、町が現時点で可能な暑さ対策としては、北海道と町内の宿泊業者が加入しております北海道ホテル旅館生活衛生同業組合とで締結している協定に基づき、町から北海道に要請した場合には、町内の宿泊施設を避難場所として活用できるほか、体育館での応急的な対策としては、既存の遮光カーテンの使用や大型送風機などを活用するとともに、避難者の健康状態の把握と水分補給の勧奨、体調を崩された避難者の方々は、エアコンが整備されている保健室での対応とするなど、様々な状況に応じて対応することとしております。

## 【答 弁】

### 教育長：

1項めは、7月20日から8月31日までの、岩内町での真夏日は何日あったのかについてであります。

気象庁が公表する最寄りの観測所である共和地点のデータによると、真夏日は、22日間となっております。

2項めの、町は熱中症予防の指数に沿って対応しているのかと、3項めの、運動中止判断はどこが行うのかと、4項めの、臨時休校、午前授業等の判断基準と判断はいつ行うのかについては、関連がありますので、併せてお答えいたします。

学校における熱中症対策につきましては、国の指針等を参考に、令和4年4月に学校における熱中症ガイドラインを策定し、教職員の共通理解のもと、必要な対策を講じているところであります。

このガイドラインでは、予定されている活動等の実施可否等に関する判断の参考として、熱中症警戒アラート及び暑さ指数の活用、気象庁の気象情報等の確認により、気象状態を的確に把握することとしており、暑さ指数につきましては、学校に測定器をおいていないことから、環境省の熱中症予防情報サイトにて、近隣の測定地点の実況値及び、予測値を参考としております。

これらの情報と、学校の温度や湿度、天候などの状況をもとに、教育委員会と学校とが協議し、熱中症の危険性が高いと判断した場合には、緊急的に下校時間の繰り上げや運動中止等の措置を決定しているところであります。

先月23日水曜日には、前日夕方からの熱中症警戒アラートの発表や、朝の近隣測定地点の暑さ指数、学校内外の気温などを確認し、学校と協議の上、熱中症予防対策として、小学校の下校時間の繰り上げや小中学校での一部を除いた運動の中止などの措置を行ったところであります。

5項めは、各小中学校における冷房設備の設置状況についてであります。

現在、各小中学校に設置しております冷房設備を種類別に申し上げますと、扇風機及びサーキュレーターにつきましては、普通教室に、各3台平均で配備し、計122台。大型送風機につきましては、体育館での使用を想定し、各校4台ずつ、計16台。エアコンにつきましては、保健室及び給食室に各校1台ずつ、計8台を整備しております。

遮光カーテンにつきましては、各校全ての普通教室と、一部の特別教室や体育館には、暗幕を設置しております。

また、保健室など、ソフト面での暑さ対策と取組につきましては、保健室に経口補水液や保冷剤等を常備しているほか、休憩時間や水分補給の適切な実施に加え、下校時間の繰り上げや、屋外授業及び部活動の中止など、様々な対策を講じているところであります。

6項めは、学校施設環境改善交付金における算定割合及び対象要件についてであります。

学校施設における空調設備の設置に対しましては、文部科学省所管の学校施設環境改善交付金において、設置に要する経費の一部に補助を行うものでありますが、その算定割合は、当町における令和4年度の財政力指数が、0.30であることから、3分の1となります。

また、対象校につきましては、公立の小学校、中学校等とされていることから、町内各小中学校につきましても、対象となるものであります。

8項めの、移動可能なスポットクーラーを設置した場合の費用推計と、9項めの、コロナ感染補助金を活用したスポットクーラーの設置検討については、

関連がありますので併せてお答えいたします。

この度、苫小牧市が導入を決定した移動式の冷風機スポットクーラーと同様のものを設置する場合、当該冷風機の冷房能力を考慮した場合、本町においては、一教室あたり4台以上は必要と判断したことから、町内各小中学校の全普通教室36教室に4台ずつ設置すると積算し、計144台で約720万円となりますが、そのほか、特別教室等を含め設置した場合は、計348台で1,740万円と推計しております。

なお、この費用は、備え付けエアコンの推計費用と比較した場合、約35.5%に抑えられることとなりますが、移動式冷風機の冷却能力や、室外機がないため、廊下等の共用エリアへの排熱による影響なども懸念されるため、その効果は限定的であると考えているほか、財源の確保も現時点では難しいものと考えております。

10項めの、公立学校のエアコンについて、改修や新設を行う場合の、新型コロナウイルス対応の地方創生臨時交付金の活用と、11項めの、学校施設環境改善交付金や緊急防災・減災事業債の活用、12項めの、こうした検討は行われているのかについては、関連がありますので、併せてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し、地方創生を図るために創設されており、学校施設における空調設備の整備に対しては、感染症対応であれば感染拡大の防止の観点から活用可能であり、本町では、令和4年2月に同交付金を活用し、感染症予防対策として、小中学校4校の保健室にエアコンを設置した経緯があります。

一方で、令和5年度における交付金は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた低所得者、生活者及び事業者に対する支援等を目的に措置されているため、空調設備の設置に関しては、補助対象とされておられません。

また、学校施設環境改善交付金につきましては、学校施設における空調設備の設置も対象としており、本町においても当該交付金の活用は可能ですが、小中学校の統廃合実施時期を目前とする段階にあり、かつ、閉校後における施設の利活用も未定であることも踏まえると、当該交付金の活用にあたっては、交付申請時における施設整備計画の妥当性に対する課題や、交付金の返還なども想定されるため、当該財源の活用には慎重な対応が必要と考えているところであります。

なお、緊急防災・減災事業債につきましては、指定避難所としての環境改善を目的としているため、普通教室は対象外となることから、学習環境整備に伴う当該事業債の活用は検討しておりません。

13項めは、既存小中学校のエアコン設置に対する教育長の判断についてであります。

学校における熱中症対策につきましては、児童生徒に健康被害が発生することのないよう、国の指針等を参考に策定した学校における熱中症ガイドラインを基に、予防対策に万全を期すとともに、熱中症の発生リスクは、校外学習や通学環境も含めた広い範囲に及ぶことから、夏休み期間の延長などの新たな対策を講じる必要があるとともに、この夏の猛暑の影響を受けたことによる、国における支援策の新たな動きなども注視しながら、検討を進めていく必要があると考えております。

## < 再 質 問 >

体育館のエアコン設置は気密性が低い。財源確保で現時点では難しいとしましたが、断熱性がない場合の工事も補助対象になっています。扇風機及びサーキュレーターは、各3台平均で122台と言いました。が、あくまでも扇風機で、エアコンの対応はできていないのではないのか。

緊急防災・減災事業債は、普通教室は対象外となることから当該事業債の活用は検討していないとしましたが、総務省所管の緊急防災・減災事業債での地方単独事業として、対象事業は指定避難所における避難者の生活環境の改善や、感染症対策に係る施設、空調・換気扇などが含まれ、事業期間は令和3年度から令和7年度。地方財政措置、充当率100%。交付税措置率が70%です。対象事業を拡大した上で、緊急自然災害防止対策事業費と同様に事業期間を5年間延長としています。こうした検討もするべきではありませんか。

文科省や総務省が対象事業を拡大、期限の延長も行い、防災機能の強化を図り、また、児童生徒を事故等から防ぐために必要となる工事を行うことにより、教育環境の改善を図る目的で事業の拡大が行われています。制度を活用し子ども達のためにすぐ取り組める事業として、更なる検討が必要ではないのか。

**【答 弁】**

**教育長：**

1項めの、扇風機及びサーキュレーターは各3台平均で、122台としたが、あくまでも扇風機でエアコンの対応はできないのではないかと、2項めの、緊急防災・減災事業債を活用した教室環境の改善については関連がありますので、併せてお答えいたします。

各教室に設置しております122台の扇風機及びサーキュレーターにつきましては、エアコンのように十分な冷却効果が期待できるものではないと考えております。

また、緊急防災・減災事業債につきましては、指定避難所としての環境改善を目的としているため、普通教室は対象外となることから、教育委員会といたしましては、学習環境整備に伴う当該事業債の活用は検討しておりませんが、全道各地でもエアコンの設置を求める声や要望活動が活発化していることのほか、国においても、教育環境の改善を図る目的で事業の拡大なども行われていることを踏まえると、今後も、国による新たな支援策の発動、または、既存の補助制度の中で補助率の変更など、何らかの動きが出てくることも予想されることから、今後も、国における支援策の新たな動きなどを注視しながら、学校における暑さ対策について、検討を進めてまいります。

## < 再々質問 >

今後も国における支援策の新たな動きを注視しながら、学校の暑さ対策の検討をすると答弁をしておりました。子ども達への安全対策として、文科省の学校施設環境改善交付金や公立学校施設整備事業、総務省所管の緊急防災・減災事業債やコロナ感染症補助金などがあります。

役場職員が知恵を絞り、子ども達の学びを保障する制度の活用に力を尽くしていただきたい。財源の確保が難しいと答弁していますが、子ども達の学びの保障のためにも、今後クーラーは必要と思いませんか。必要と思った時に、対応する知恵が生まれてくるのではないのか。再度、教育長の所見を伺いたい。

**【答 弁】**

**教育長：**

今後も、国における支援策の新たな動きなどを注視しながら、学校における暑さ対策につきましては、改めて検討を進めてまいります。